

# 衆議院法務委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 5 月 10 日（水）、第 15 回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・齋藤法務大臣、和田内閣府副大臣、築文部科学副大臣、秋本外務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）東国幹君（自民）、平林晃君（公明）、鈴木庸介君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、米山隆一君（立憲）、阿部弘樹君（維新）、漆間譲司君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 東国幹君（自民）

刑務所出所者等に対する就労支援

- ア 刑務所出所者に対する継続的な就労支援の取組の内容
- イ 農業及び林業分野で就労する刑務所出所者が少ない原因
- ウ 就労先で居住しながら働ける見込みのある人材から希望を募り農業等を集めるシステムを構築する必要性
- エ 刑務作業等として行う農作業に外部の農業人材を指導者等として活用することについての法務省の見解
- オ 矯正施設における農福連携について農林水産省と連携して充実させる必要性
- カ 刑務所における農作業を通じた受刑者更生への取組についての法務大臣の見解

### 平林晃君（公明）

- （1） インターネット上で強盗等の犯罪の実行者を募集するいわゆる闇バイトによる犯罪への対策強化の必要性
- （2） 法務省としての生成 A I の規制及び活用等の向き合い方についての検討状況
- （3） 特別高度人材制度のうち高度学術研究活動について要件として修士号以上の取得及び年収 2 千万円以上とする意図
- （4） 我が国で働く海外の研究者をサポートする施策の検討状況
- （5） 3 種類の世界大学ランキングのうち 2 種類以上において 100 位以内にランクインしている大学等の卒業等を求める未来創造人材制度の要件の緩和についての出入国在留管理庁の見解

### 鈴木庸介君（立憲）

- （1） 中国で拘束された邦人の保護
  - ア 本年 3 月に拘束された邦人男性の現状
  - イ 中国における居住監視等の拘束後の一般的な手続
  - ウ 早期解放に向けて最大限の努力を行う必要性
  - エ 拘束された旨の情報が家族に伝わるまでの連絡経路
  - オ 日・中領事協定における領事機関への通報についての制限期間である「4 日以内」の起算日
  - カ 同協定で領事機関への通報についての例外とされる「通信上の障害」の意義
  - キ 解放された邦人に対する外務省によるヒアリング実施の有無
- （2） 公安調査庁
  - ア 公安調査庁が「スパイ組織」であるか否かについての確認
  - イ 中国が同庁を「スパイ組織」と認定している事実の把握の有無

- ウ 中国で拘束された邦人が中国当局から同庁職員の顔写真を見せられた旨を発言している事実の把握の有無
  - エ 同庁職員の身分証の管理方法
  - オ 官民連携の在り方等を含む経済安全保障分野における同庁の位置付け
- (3) 外務省に設置された国際テロ情報収集ユニット
- ア 体制及び活動状況
  - イ 設置に係る法的根拠
- (4) スパイ防止法
- ア 我が国におけるスパイ防止法の制定についての法務大臣の見解
  - イ 中国の改正スパイ防止法施行後における日中交流の在り方についての法務大臣の見解

#### 山田勝彦君（立憲）

- (1) 保護司制度
- ア 保護司の待遇改善及び各保護司会に対する政府の助成金を増額する必要性
  - イ 保護司に給与を支給できるよう法改正を行う必要性
- (2) 入管行政
- ア 「社会を明るくする運動」の対象に在留外国人が含まれていることの確認
  - イ 刑期を終えて入管収容施設に収容されている外国人は犯罪者か否かの確認
  - ウ 在留外国人の増加と治安悪化の関係性についての法務大臣の認識
  - エ 飛行機を利用して我が国に入国する外国人のほとんどは難民に該当しないとの発言に対する法務大臣の認識
  - オ 参議院で審議中の入管法改正案を撤回して野党案の内容を軸とした新たな法案の再提出を検討する必要性
  - カ 直近2年間で2,000件の審査を行ったとされる難民審査参与員が臨時班に配属されていたことの確認
  - キ 臨時班に配属された難民審査参与員は常設班と比べて審査を行う件数が大幅に増加することの確認
  - ク 政府資料にも利用されている「難民認定すべきだとの意見書を出せたのは約4,000件のうち6件にとどまる」という上記カの参与員の発言の事実関係を調査する必要性
  - ケ 監理人のなり手が確保できず監理措置の運用が困難であると思われる入管法改正案を廃案にする必要性

#### 米山隆一君（立憲）

- (1) 法務省ホームページへのサイバー攻撃
- ア 5月8日から9日にかけて発生した法務省ウェブサイトの閲覧障害がサイバー攻撃によるものか否かの把握状況
  - イ いわゆるDDoS攻撃が刑法上の犯罪となるか否かの確認
  - ウ 単にホームページを閲覧しているにすぎないDDoS攻撃に対する特別な対策の必要性
  - エ DDoS攻撃等に対応した罰則の新設の検討の必要性についての法務省及び法務大臣の見解
- (2) 技能実習制度の見直し
- ア 国際的な批判もある技能実習制度の見直しに当たって同制度への反省を行う必要性についての法務大臣の見解
  - イ 技能実習制度の実態は安価な労働力の確保のためであったとの意見に対する法務大臣の見解
  - ウ 外国人労働者の流入が日本人労働者の賃金に与える影響についての調査の有無

- エ 技能実習制度における送出機関についてのキックバックが横行している現状に対する法務大臣の見解
- オ 送出機関や監理団体への依存を必要としない制度とすることについての法務大臣の見解

**阿部弘樹君（維新）**

小児性愛

- ア 児童買春事犯及び児童ポルノ事犯の実情及び取締りの状況
- イ 矯正施設内及び社会復帰後における小児性愛者に対する処遇の内容
- ウ 小児性愛者に対する治療法

**漆間讓司君（維新）**

オンラインカジノ

- ア サイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結による捜査強化の具体例
- イ 海外サーバーを通じたオンラインによる違法行為の摘発強化への同議定書締結の効果
- ウ 賭博罪の保護法益及び公営競技が合法となる理由
- エ 海外の事業者が合法的に運営しているオンラインカジノ利用が違法である理由
- オ オンラインでの賭博行為が違法となるのは我が国で制御することができないことによるためであることの確認
- カ 国内におけるオンラインカジノ利用は賭博罪の取締りの対象となることの確認
- キ オンラインカジノ利用者の取締りに向けた法務省の意気込み
- ク オンラインによるギャンブル依存症に関する実態調査の実施方法及び対策推進における省庁間連携体制

**鈴木義弘君（国民）**

- (1) 我が国における約束手形の制度を早急に廃止する必要性
- (2) 裁判員裁判
  - ア 裁判員裁判の制度の目的の達成状況
  - イ 裁判員の精神的負担の軽減策の実施状況及びその効果
  - ウ 裁判員となることへの辞退者の増加を踏まえて制度を見直す必要性

**本村伸子君（共産）**

- (1) 両親が帰国することを条件にその子供に在留特別許可を与える対応の再発防止の必要性
- (2) 社会的養護施設を退所した若者への支援
  - ア 虐待を受けている子どもの早期救済に向けて法務省として取組を進める必要性
  - イ 「社会的養護自立支援事業等」のメニュー事業について全ての自治体が行えるよう国が予算措置を行う必要性
  - ウ 進学先を変更するなどした社会的養護施設出身の若者に対して継続的な支援を行う必要性
  - エ 「社会的養護自立支援事業等」における生活費支援を増額する必要性

**2 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第 58 号）**

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（内閣提出第 59 号）

- ・ 齋藤法務大臣から趣旨の説明を聴取しました。
- ・ 参考人から意見を聴取することに協議決定しました。